保護者のみなさまへ

令和８年度　特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では，特別支援学級などに就学するお子さんがいるご家庭に対して，学用品費や給食費などの一部を補助する制度を設けています。

希望される方は，このお知らせをよくお読みいただき，学校へお申し出ください。

※申請時期は毎年 6～7 月頃になります。

１　特別支援教育就学奨励費を受けることができる方

次の（１）～（３）のいずれかに該当するお子さんの保護者が対象となります。

（１）特別支援学級に在籍している

（２）通常学級に在籍し，重度の障害，疾病等（市の教育支援委員会において，特別支援学校で学ぶことが望ましい程度と判断されるもの）がある

（３）市の教育支援委員会において特別支援学級に在籍すること又は特別支援学校で学ぶことが望ましい程度と判断され，他校で通級による指導を受けている（他校への通級に要する交通費のみ支給）

ただし，次の①②に該当する方は対象外となります。

① 生活保護を受給している　② 就学援助を受給している

令和 7 年中の世帯の所得額と生活保護基準需要額により算定し，支弁区分Ⅰ～Ⅲを決定します。

支弁区分により支給の受けられる費目・金額が異なります。

支弁区分　Ⅰ…所得額が生活保護基準需要額の１．５倍未満

Ⅱ…所得額が生活保護基準需要額の１．５倍以上２．５倍未満

Ⅲ…所得額が生活保護基準需要額の２．５倍以上（交通費のみ支給）

支弁区分Ⅰ又はⅡとなる世帯構成の参考例		世帯全員の所得額
世帯人数	例	
２人	父または母　小学生	４５４万円
３人	父　母　小学生	５３８万円
４人	父　母　小学生　中学生	６３７万円
５人	父　母　小学生　小学生　中学生	６９７万円

表の金額は目安です。 また，令和 8 年 4 月時点の認定基準により試算した金額のため，変更の可能性があります。

※家族構成，年齢などによって金額は異なります。

※この目安額を超えていても認定される場合や，目安額以内でも認定されない場合がありますので，ご了承ください。

※世帯全員の所得額は，同一の敷地内に住んでいる方（祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄姉も含む）全員の所得額の合算になります。住民票上世帯分離をしていても，同一の敷地内に住んでいる場合には同居家族と判断します。

2　特別支援教育就学奨励費の支給額

費　　目	区分	小学校（義務教育学校前期課程）	中学校（義務教育学校後期課程）
学校給食費（月額）	区分Ⅰ 区分Ⅱ		実費額（月 4,700 円）の 1/2 （上限 2,350 円）
新入学児童生徒学用品費 （小・中学校１年生）		実費額の 1/2 （上限 28,530 円）	実費額の 1/2 （上限 31,500 円）
学用品費 通学用品費		実費額の 1/2 （上限5,820 円）	実費額の 1/2 （上限 11,370 円）
校外活動費（宿泊なし）		実費額の 1/2 （上限 800 円）	実費額の 1/2 （上限 1,155 円）
修学旅行費			実費額の 1/2
校外活動費（宿泊あり）		実費額の 1/2 （上限 1,845 円）	実費額の 1/2 （上限 3,105 円）
体育実技用具費（柔道） （中学校１年生）			実費額の 1/2 （上限 3,825 円）
オンライン学習通信費	区分Ⅰ	実費額の 1/2 （上限 7,000 円）	
通学費（交通費）	区分Ⅰ 区分Ⅱ	実費額	
	区分Ⅲ	実費額の 1/2	

※学校給食費以外はすべて年額になります。
※費目及び金額は令和８年４月時点のものであり，変更の可能性があります。
※年度途中から認定となった場合，支給を受けられる費目・金額が異なります。
※オンライン学習通信費の支給対象は区分Ⅰの世帯に限られます。
※通学費は，市の教育支援委員会において「特別支援学校入学適（肢体不自由者）」の判定を受けた児童生徒の自家用車通学に必要な経費を支給します。または，他校への通級に要する交通費も対象となります。

3　特別支援教育就学奨励費を希望する場合の手続き

・特別支援教育就学奨励費を希望する場合には，**毎年度申請が必要**です。**申請手続きについては，学校を通してご案内いたします。（毎年 6～7 月頃）**
・年度途中に特別支援学級に在籍することとなった場合には，その時点で申請することができます。
・世帯全員の令和８年度住民税課税証明書（令和８年１月１日現在お住まいの市町村で，６月１日以降に取得できます）の添付は基本的に不要となりますが，ひたちなか市外で住民税を課税されている場合は，提出が必要となります。また，未申告の方は税情報による審査ができないため，必ず申告を済ませてください。

4　支給該当・非該当の決定及び支給方法

・支給該当・非該当については，申請書類等に不備がなければ，９月頃に学校を通してお知らせします。
・支給に該当した場合の奨励費は，口座振込による支給を予定しておりますが，学校を通して保護者へ支給する場合があります。

5　領収書等の保管について【重要】

認定後，**新入学学用品費，学用品費・通学用品費**の支給を受けるには，購入日や金額の記載のある**領収書やレシート**の提出が必要になります。申請をお考えの方は，保管をお願いします。

費　　目	支給の対象となる物品
新入学学用品費	**ランドセル（かばん），通学用服（制服，ジャージ）**　等
学用品費・通学用品費	ノート，筆記用具，通学用服，通学用靴，雨靴，雨傘，上履き，帽子　等

※学校が購入した教材，実験・実習用の材料の費用については，学校から別途申請を受けますので，**各家庭で直接購入した上記の物品について，領収書等の保管をお願いします。**
領収書等の提出については，学校を通してお知らせします。

6　問い合わせ先

教育委員会事務局　保健給食課までお問い合わせください。
（電話 029-212-7320 直通）